

前橋都市計画第一種市街地再開発事業の変更（前橋市決定）

都市計画 J R 新前橋駅東口地区第一種市街地再開発事業を次のように決定する。

名 称		J R 新前橋駅東口地区第一種市街地再開発事業					
面 積		約 0.4ha					
公共施設の配置及び規模	道 路	種 別	名 称		幅 員	延 長	備 考
		区画道路	市道 16-044 号		4m (2m)	約 70m	整備済 幅員()内は施行地区内を示す。
		区画道路	市道 16-047 号		6m (3m)	約 20m	
		区画道路	市道 16-045 号		6m	約 30m	拡幅
	下 水 道	都市計画前橋公共下水道により整備済					
	その他の公共施設	—					
建 築 物 の 整 備 に 関 する 計 画	街区番号	建 築 物		敷地面積に対する		主要用途	備 考
		建築面積	延べ面積※	建築面積の割合	延べ面積の割合		
	街区全体	おおむね 2,200 m ²	おおむね 9,700 m ² (おおむね 13,000 m ²)	約 6.5/10	約 28.5/10	共同住宅 商業施設 駐車場	※数値は容積率対象面積 ()内は総床面積
○高度利用地区の制限内容 ・建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合 最高限度 商業地域 40/10、工業地域 20/10 最低限度 商業地域 20/10、工業地域 10/10 ・建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度 商業地域 8/10、工業地域 6/10 (ただし、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度は、建築基準法第 5 3 条第 3 項第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当する建築物にあっては 1/10、同項第 1 号及び第 2 号に該当する建築物又は第 6 項第 1 号に該当する建築物にあっては、2/10 を加えた数値とする。また、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度を建築基準法第 5 3 条第 1 項各号に掲げる数値とみなして、同条第 2 項の規定を適用する。) ・建築物の建築面積の最低限度 商業地域 200 m ² 、工業地域 200 m ²							
建築敷地の整備に関する計画	街区番号	建築敷地面積		整 備 計 画			
	街区全体	おおむね 3,400 m ²		駅からのアクセスを考慮した歩行者空間を確保する。			
住宅建設の目標		戸 数		備 考			
		—					

「施行区域、公共施設の配置及び街区の配置は計画図表示のとおり」

理 由

J R新前橋駅周辺地区は市の西部に位置し、高崎・東京方面からの玄関口として利便性が高い地区である。

また、当該地区は前橋市都市計画マスタープランにおいて、交通結節点としての立地を活かした商業・業務機能や広域行政機能が集積する地域核としての役割を担う地区として位置付けられている。

この度、市街地再開発事業の実施により、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、駅前に賑わいと魅力ある市街地を形成するため本案のとおり決定する。